

# 生活福祉保健委員会

- 1 期 日 平成21年3月4日(水)
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香  
副委員長 森川家忠  
委 員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、  
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委 員 林 正夫

## 5 出席説明員

### [環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

### [健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

### [危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

## 6 議長からの調査依頼事項

- (1) 県第1号議案 平成21年度広島県一般会計予算中生活福祉保健委員会所管分
- (2) 県第6号議案 平成21年度広島県母子・寡婦福祉資金特別会計予算
- (3) 県第14号議案 平成21年度広島県病院事業会計予算

## 7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長が今次定例会中の委員会の進行順序について説明した。)

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 調査依頼事項

県第1号議案「平成21年度広島県一般会計予算中生活福祉保健委員会所管分」外2件を一括議題とした。

- (4) 調査依頼事項に関する質疑・応答

○質疑(山下委員) それでは、安心こども基金を活用し、来年度実施されることになっている児童福祉施設等整備事業についてお伺いしたいと思います。

少子化対策がなかなか思うように進まない中で、保育の受け皿の拡大を初め、子育て家庭が安心して子供を産み育てることができる環境の整備は喫緊の課題となっ

ています。こうした中で、子育て支援サービスを緊急整備するための安心こども基金を創設することは時宜にかなったものであり、その効果を期待しているところがあります。

しかし、今回提案されている児童福祉施設等整備事業の内容を見ると、保育所等の整備事業のように従来の国庫補助事業における国の補助を、基金を財源とする県の補助に振りかえることになっているものが主なもので、地方負担や事業者負担は従前のままであり、とても緊急的な整備が進むとは思えない内容になっています。また、この地方の独自事業への充当も予定されておらず、基金創設の趣旨に沿った活用は難しいのではないかと考えます。

そこで、安心こども基金を活用した事業に関する県の考え方についてお伺いいたします。

○答弁（こども家庭課長） まず、安心こども基金でございますが、これは国の第2次補正予算によるもので、全国で1,000億円、広島県は21億円でございます。今年度、県といたしまして基金を造成いたしまして、21年度、22年度の2カ年で執行することとなっております。

国が示しています使い道というのは、主に保育所のハード整備となっております。このほか、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、認定こども園などの整備が含まれています。この基金は、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施を図り、22年度までの間に全国で15万人分の保育所の整備を集中的に行うものとされております。

これまで保育所の整備は、次世代育成支援対策ハード交付金として市町が直接国へ協議をいたしまして、2分の1を国費として交付しておりましたが、21年度、22年度に関しましては市町が県へ協議をいたしまして、県費として支出することとなります。しかしながら、委員御指摘のように、これまでの制度がそっくり県の基金に振りかえられるといったような内容になっておりますので、重点的・緊急的に整備するという基金の目的を達成することが困難な状況でございます。このため、基金の概要が示された後すぐに、中国地方の他の4県に働きかけまして、中国5県として厚生労働省児童家庭局長に要望いたしました。

要望内容としましては、一つは補助単価の引き上げや補助率のかさ上げなどの優遇措置、2つ目が法人が施設整備を行うには準備期間が必要でございますので、期間の延長、それから3つ目は地域の実情に応じた独自事業への充当を可能にすることなどを要望してまいりました。現在のところ、まだ要綱が出ておりませんので、厚生労働省に問い合わせましたところ、この要望を受け、財務省と再度折衝中ということでございます。

県といたしましては、この基金を最大限活用しまして、市町への働きかけを強力に行い、県内の保育所整備などを積極的に進めてまいりたいと思っております。

現在、保育所は老朽化が非常に進んでおりますので、これを好機として、多様なニーズに対応できる保育所に整備していくということを集中的に進めたいと思っ

おります。

このため、来年度の当初予算につきましては、この基金の創設の有無にかかわらず、予定していた保育所整備5カ所と地域子育て支援センター2カ所を予算計上しております。国の要綱が出次第、市町に説明をいたしまして、早急に事業計画を立てて、準備が整い次第、21年度の追加の整備をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○要望・質疑（山下委員） 国に対して、事業実施促進のための優遇措置の拡充などについて要望しているということですが、他県や全国知事会とも連携し、この要望がぜひ実現できるよう努めるとともに、子育て家庭が安心して子供を産み育てることができる環境の整備に向け、市町や関係団体とも連携を深め、地域の実情に応じた子育て支援施策を積極的に推進していただくようお願いをいたしたいと思っております。

続きましてもう1点ですが、新型インフルエンザ対策の訓練事業について伺いたいと思っております。

新型インフルエンザの発生・大流行は世界的な懸案事項であり、我が国においても最大64万人の死者が予想されるなど、国を挙げて一丸となって取り組まなければならない危機管理事案であると思っております。

本県でも抗インフルエンザ薬の備蓄など、対応体制の準備を進めていますが、ウイルスの強さや感染のスピードによっては、効果を期待できない可能性も否定できません。今、早急に行わなければならないことは、感染拡大局面を想定した学校閉鎖や在宅勤務も視野に入れた拡散抑制策の構築に向けた体制整備であると思っております。こうした中で、県では来年度、総合的危機管理訓練事業として、知事直轄の危機管理監が中心となり、県庁各局だけでなく、国や防災関係機関とも連携した訓練を実施するとのことであり、拡散抑制体制の整備が大きく進むことを期待しているところであります。

そこで、この訓練のねらいとしてどのような点を考えられているのか、また、これまで抗インフルエンザ薬の備蓄や医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の中心となって対応してきた健康福祉局とどのように役割分担し、全体としてどのような体制で訓練に臨まれようとしているのか、お伺いいたします。

○答弁（危機管理課長） 総合的危機管理訓練事業でございますが、ねらいとしましては、喫緊の課題でございます新型インフルエンザの拡大を想定した対応訓練の実施を通じまして、自然災害以外の多様な危機事案についての全庁的な対応体制を確立すること、そして職員の対処能力の向上を図ろうとするものです。

訓練の実施体制でございますが、新型インフルエンザの流行時におきましては、大きくには感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。そして、社会経済機能を維持・確保するという2つの観点から、広範な対策というものが必要となってくるところでございます。そうしたことから、万一流行した場合には、

医療の提供など、新型インフルエンザへの直接的な対応でございます公衆衛生対策を健康福祉局が事案対策部として担い、その他の外出や集会の自粛あるいは学校の臨時休校などの感染予防、蔓延防止策、水道・電気・ガスなどのライフラインの機能維持のための対策、さらには食料品や生活必需品の逼迫への対応などの社会機能の維持確保に向けました対策を危機管理監の総合調整のもと、各局が支援部として実施するといった体制で、役割を分担し相互に連携して対応することとしておりますが、訓練におきましてもこうした体制を念頭に置き実施することによりまして、全庁での対応体制の検証・確立を図っていきたくと考えております。

○質疑（山下委員） 法律が改正して2月に新しくなったと聞いたのですが、それに従ってやっていかれるということによろしいですか。このたび予定されている訓練ですが、自然災害に対するもの以外で初めての大規模訓練になるとともに、感染症に対する専門的な知識も必要であり、実効性のある訓練にするためには、しっかりとした準備が必要であると思います。また、実際の新型インフルエンザの発生に備えるためには、結果の検証を十分行い、今後の体制整備に役立てていく必要があると思いますが、この訓練の準備をどのように行われようとしているのか、また、訓練結果の検証をどのように行われようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（危機管理課長） 先ほど御指摘のございました国の新型インフルエンザ対策行動計画でございますが、この改定を受けまして、現在、健康福祉局を中心に、県の行動計画の改定作業等が進められているところでございます。これとあわせまして、対策の実施に当たりましての県としての具体的な対応でございますとか、行動手順を示しました対策要領を策定しまして、万一の新型インフルエンザの発生に備えることとしております。

御指摘のとおり、対応に当たっては感染症に関します知識も必要でございますし、また、実効ある訓練とするために準備も必要でございます。このため、職員を対象としました新型インフルエンザに関します研修を実施しますとともに、訓練の実施に当たりましては、訓練参加者に対しまして新型インフルエンザ対策についての理解を深めるための事前のトレーニングといいますか、イメージトレーニングでございますが、こういったことを実施することによりまして、より実効ある訓練にしていきたくと考えております。

なお、訓練に際しましては、対策要領等の実効性につきまして、国や医療関係者等の協力を得まして検証して、この検証結果をもとに、また訓練参加者の意見等も踏まえて、対策要領等の必要な見直しを行いまして、対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○要望（山下委員） 新型インフルエンザが大流行した場合は、県民の生命や健康に大きな被害を与える危険性が非常に高いことはもちろんであります。社会経済活動に大きな被害が出ることも危惧されています。また、通常は自然災害や大規模な事故と異なり、大流行の際には、世界や国内のどこからも応援が来ないことが想定さ

れます。県民の生命や財産を守るために、国を初めとした関係機関と十分連携し、万全の体制を構築するよう努めていただきたいと思います。

そしてまた、このことに関しまして企業や家庭における認識が当然必要だと思います。これらに対する啓発活動も大切になると思いますから、訓練以外の部分で、これは健康福祉局になるのかわからないですけれども、啓発活動も十分行っていただきたいと思います。

○質疑（辻委員） 私は2点ほどお聞きしたいと思いますが、療養援護事業が新年度予算では予算措置されていないのですけれども、そもそもこの事業の目的はどのようなものであって、いつ創設されたものなのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） この療養援護事業につきましては、平成6年10月に行われました医療保険制度改正に伴いまして、入院時の食事療養費のうち、食材料費に相当する部分が自己負担となったことから、重度医療受給者などの15日以上長期入院者に対します費用の一部を助成するという事で、平成7年4月からスタートしたものでございます。

この事業の実施主体は市町でございまして、この事業に対しまして県の補助率は2分の1で実施しております。入院患者の方のお手元に、平成7年当時の助成額といたしましては1万円ということでございます。

○質疑（辻委員） それで、この事業が今お話にあったように、重度心身障害者や乳幼児、ひとり親家庭等の療養生活の安定増進を図るためという立場から、食事代の自己負担部分について支援していこうと、市町との共同事業として行われてきたわけですが、これは大切な事業であると私は思っています。この事業の過去5年間の事業費の推移、それから19年度の受給者が4,709人となっていますが、20年度は見込みとしてどのくらいの方が受給されているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） 過去5年間の事業費でございますが、16年度が9,100万円、17年度が9,100万円、18年度が9,200万円、19年度が4,800万円、20年度が2,700万円となっております。20年度の受給者については、現在集計中でございますが、見込みとして4,900人余りではないかと思えます。

○質疑（辻委員） 段階的に給付金額を削減して、来年度この制度を廃止という方向性を平成17年に出されて、予算は、1人当たり1万円から始まって5,000円、3,000円、ゼロと減ってきたわけですが。景気動向や県民生活の今の実態から見たら、やはりこういう所得の低い人への支援が必要だと思っているわけですが、全国で同様の事業を行っている県はあるのか、それから県内ではこの事業を継続的にやっけていこうとしているところはどこなのか、お答え願いたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） 全国的には、来年度以降も継続するという県が群馬、新潟、福井の3県でございます。来年度以降も県内でこの事業を存続するという市町は、広島市、福山市の両市でございます。広島市につきましては、政令市でございますので、この制度発足当時から県の補助対象外となっております。そして、福山市に

つきましては、平成10年度に中核市になったということでこの事業の対象外になっております。

○質疑（辻委員） 福山、広島両市が事業を継続していく、全国的にも3県が同じような事業を継続するという一方で、県民の福祉を支えていこうという姿勢があらわれています。今の予算ではゼロですけれども、改めて今日の状況からこの制度について、予算の復活をする必要があるのではないかと思います。この点はいかがですか。

○答弁（障害者支援課長） この事業の廃止につきましては、平成17年度に県内の市町へ赴きまして、協議・調整を重ねてきました。各市町におかれましては、当該市町の財政状況等を勘案されて、21年度から廃止するという合意形成がなされたわけですが、廃止に当たりましては、激変緩和ということで、従来1万円を支給しておりましたけれども、19年度は5,000円、20年度は3,000円とし、激変緩和措置を講じた上で廃止するという合意形成がなされたところでございます。

こういった状況を踏まえまして、県としましても基本的には食事代はどこにいても必要であるという考え方を踏まえながら、先ほど申しました各市町におかれましては、この21年度から廃止するという諸手続、あるいは住民に対する広報を終えておられますし、さらに、現下の県の厳しい財政環境等を勘案いたしますと、直ちにこの事業を復活するという事は困難ではないかと考えております。

○要望・質疑（辻委員） 福祉施策は、大体そういう傾向です。予算にはいろいろと事業がありましたけれども、県の財政状況が厳しいということで削っていく、これも一つのあらわれだと思います。今の景気動向や県民生活の実態から見ましても、こういった福祉施策はきちんと残して、県民の生活を応援していく。県政世論調査においても、先行きの不安を覚えている方がまだ6割以上おられるし、県政に求める重要施策として一番出てくるのはやはり老人福祉や社会福祉ということから見ても、私はそういう意見の声にこたえていくという点からも、この事業は残すべきだと強く申しておきたいと思います。

次に、国民健康保険について、この委員会ではたびたび取り上げてきていますが、県単独の助成を求めるということですが、昨年6月1日現在の国民健康保険の加入世帯数は43万5,875世帯、そのうち保険料の滞納世帯数が8万6,119世帯ということで、国民健康保険の加入世帯の実に19.8%、約2割の世帯が滞納しているという実態が明らかになっています。こういう滞納がふえている原因ですが、これはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 国民健康保険の加入世帯ですが、その特徴としまして、自営業者や被用者保険からの移行者、つまり高齢者等が多く、被用者保険に比べて低所得者層が多いことが、滞納世帯の多くなっていることの原因ではないかと考えております。

○質疑（辻委員） 構造的に国民健康保険の加入世帯が問題の背景にあるというふうな

言われましたけれども、厚生労働省の国民健康保険実態調査の17年度の結果を見ても、無職の世帯が53.8%、所得なしが27.1%と約3割になっています。だから、構造的に財政的に非常に脆弱なところに保険料が来る。それに加えて、1人当たりの調定額も、18年度では7万8,155円、19年度は7万9,920円ということで、毎年のようにこの保険料が上がってきているということがやはり滞納をつくり出していくという一つの要因にもなっていると思うのですが、その点はどうか。

○答弁（医療保険課長） 御指摘のとおり、19年度と20年度を比較した場合、予算ベースで見ますと、1人当たりの保険料は19年度に比べ20年度は19の市町で増加しているという実態がございます。ただ、実際の収納額は少し変動があります。この原因としまして、何といたっても医療給付費が年々増加しているという実態を受けて、やはり保険料もどうしても高くなるということでございます。ただ、保険料の19年度と20年度を県平均で比較しますと、大体7,000円余り上がっておりますが、これがどの程度滞納者の増に影響を与えているかは、客観的な統計数字を持ち合わせておりませんので、詳しくはちょっと答えられません。

○質疑（辻委員） 保険料の値上げが滞納に直接的にかかわっているかどうかをなかなかお調べにならないのだけれども、払いたくても払い切れない高い保険料というのが実際に言われています。構造的にも先ほど言ったような状態ですから、毎年上げられていることは大変厳しいという点で、私は払いたくても払い切れない保険料になっていることにも一つの大きな原因があると思っております。

これは、やはり国庫負担金がずっと下がってきてまして、84年には45%であったのが今は大体33.9%ぐらいに下がってきている。ここに大きな原因がありますけれども、それはそれとして国に求めながら、やはり県単独の助成も行って支援をしていくことも必要だと思います。それで、全国的にこの国民健康保険への県単独の助成を行っている県は何県あるのかをお伺いいたします。

○答弁（医療保険課長） 都道府県単独の助成、法定分以外の助成につきましては、例えば福祉医療の波及増に伴う助成が16都府県で実施しているなど、何らかの助成制度を持っている県が22都府県、県が直接助成していないところが残りの25県ということになります。

○質疑（辻委員） 今おっしゃったように、県独自で助成しているのは22都府県あるということですが、福祉医療給付費の波及増ぐらいは広島県としても単独助成を措置するということをおやりになってはいかがかと思うのですけれども、いかがですか。

○答弁（医療保険課長） 国民健康保険につきましては、例えば21年度の当初予算におきまして、国民健康保険の体制基盤の安定化を図るために、国の制度に基づき法定分を保険者による保険料の軽減分への助成等を総額で172億5,000万円を計上し、支援することとしております。市町の国民健康保険運営が非常に厳しい状況にあるということは十分認識をしておりますが、国民健康保険体制の安定化については医療保険制度の抜本的改革の中で解決されるべき課題であると考えております。さらに、

本県の厳しい財政状況のもとでは、現段階で県が単独の何らかの助成制度を創設することは困難だと考えております。

○意見（辻委員） 今言われました法定分については、当然どこでもやるわけです。そのことは別に言いませんけれども、今も答弁にありましたように、厳しい財政状況だという形で、特に自営業者などは、本当に今、この不況のもとで営業そのものが大変な状態の中で、さらに国民健康保険の高い保険料が追い打ちをかけて、生活が大変だという状況にあるのです。そういうところをやはり県として支援していくべきだと思っているのですけれども、今答弁がありましたように、この点についても財政状況が厳しいので困難だということですが、ぜひ助成措置を図っていくべきだと強く申しておきたいと思います。

それで、最後に意見を少し言わせてください。

21年度の当初予算の当委員会所管分についてですが、県民の福祉や県民生活、環境問題など、多くの県民の生活を支えていく賛成し得る予算が組まれていることは認めます。しかし、個々を詳細に見ていきますと、それらの予算が小刻みに削減されているということも多く見られます。これは、財政状況が厳しいということでありまして、むしろこういう削減は撤回していくということが私は今求められているのではないかと思います。

それにあわせて、今質疑でありましたように、療養援護事業についても、大事な事業でありますけれども、これも廃止する、また、国民健康保険の単県助成もしないというような県民に対する姿勢は容認できない。さらに、乳幼児医療費についても、無料化を強く県民が求めているわけですが、これにこたえた予算にもなっていないということから、これらを勘案して、この予算については反対の立場を表明しておきたいと思います。

○質疑（蒲原委員） 介護保険財政安定化基金について、52億9,000万円余りの基金があるのですが、21年度も取り崩す予定が全くないようです。これまで、これを使ったことがあるのかを聞かせてください。貸し付けられたことはありますか、介護保険課長、お答えください。

○答弁（介護保険課長） 貸し付けをして、今年度も7市町から償還をいただいております。

○質疑（蒲原委員） どれぐらいの金額か、今年度だけでもわかりますか。例えば、平成20年度にどのぐらいの貸し付けをしたか。

○答弁（介護保険課長） 20年度においては、貸し付けはしておりません。過去の方です。

○質疑（蒲原委員） それで今、介護保険というのは年々財政的に厳しくなって、介護保険料をそれぞれの市町で引き上げをされている。負担がふえてくるという状況もありますけれども、この基金は使わない方がいいのか、それとも貸し付けをどんどんするためにかなりの金額を県としてプールされているのか、基金の意味合いは、



どう理解すればよいのでしょうか。

○答弁（介護保険課長） この基金は、そもそも各市町が見込んだ介護保険財政に対する計画で見込んでいた給付費よりもたくさん給付が伸びた場合、当然一部の保険料、高齢者の保険料の部分で足らなくなるということがございます。その足らなくなった部分について貸し付けを行うという制度ですので、基本的にはその使われない分は、ある意味では計画どおりにきちんといったということであり、そういう趣旨の制度です。

○質疑（蒲原委員） これは無利子貸し付けですか。

○答弁（介護保険課長） 給付の分もございますし、それから貸し付けの場合もありますが、利子については、今手元に資料がございませんので、わかりません。

○意見（蒲原委員） 今、介護保険制度そのものが非常に苦しい状況の中で、52億円余りのお金をプールしているが、今年度、また来年度はどうなるかわからないというお金をプールしておく必要があるのかという気持ちです。財政がこんなに厳しいときに、使えもしないお金をこんなふうに関としてプールしておく必要があるのかという思いがするのですけれども、これからどんどん苦しくなるからこれが使われるということなのでしょうが、その割に平成21年度は余り使われないだろうというような予算の金額になっています。こういう基金というのは、ちょっと見たら県には32の基金がありますけれども、巨大な金額です。これらが本当に有効に使われているかどうかということも、もう一度検証して、その基金がどうなのか精査してみる必要があるのではないかという思いで質問させていただきました。

(5) 表決

県第1号議案外2件（一括採決） … 原案賛成 … 賛成多数

(6) 閉会 午前11時15分